

平成 29 年 4 月 2 4 日

特定非営利活動法人消費者機構日本  
代表理事 理事長 和田寿昭 様

ハルズコーポレーション株式会社  
代表取締役 海渡博子

## 回答書

拝啓 時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。貴機構からいただいた平成 29 年 3 月 14 日付再々度の要請及び申入れ書（以下、「再々度の申入れ書」といいます。）に対し、以下の通り回答いたします。

### 1 再々度の申入れ書 1（1）について

そのようなご意見があることは承知いたしました。が、裁判例（東京地裁平成 16 年 7 月 8 日判決）においても獣医指定が消費者契約法に抵触するとの判断はなされておらず、個別にみましても、獣医を指定することが消費者契約法に抵触するものではないと考えています。そのため、現時点においては、当該条項を改定することまでは考えておりません。

### 2 再々度の申入れ書 1（2）について

すでに回答しておりますとおり、同等類似品への変更（消費者契約法 8 条 2 項）はペットの場合であっても適用される、というのが現状における当社の理解です。そのため、貴機構のご主張される見解があることも理解しておりますが、現時点においては、当該条項を改定することまでは考えておりません。

### 3 再々度の申入れ書 1（3）について

ご指摘いただきました点については、あくまでも代替類似品への変更対象外とする趣旨であり、その他の瑕疵担保責任まで否定する趣旨ではありませんので、不当条項には該当しないと理解しています。もっとも、前後の文脈から誤解を与えかねませんので、注意的に、瑕疵担保責任を免除するものではないことを明記する方向で検討します。

### 4 再々度の申入れ書 1（4）について

貴機構のご主張される見解もあろうかと思いますが、当社としましては、東京地裁の裁判例でも判断されておりますとおり、本件ほぼ同様の状況にある中で消費者契約法違反が否定されていることから、消費者契約法 10 条に反する条項と評価される可能性が高いとは

考えておりません。そのため、現時点においては、貴機構の見解に沿うようにすべて改定しなければならないとまでは考えておりません。なお、再々度の申入書1(4)③については、上記の通り、あくまでも代替類似品への変更対象外とする趣旨であり、その他の瑕疵担保責任まで否定する趣旨ではありません。

#### 5 再々度の申入書2について

具体的な販売契約書案につきましては、本協議が終了し、改定すべき点がすべて定まった時点で直ちに作成に取り掛かり、提示させていただきます。改定実施時期につきましては、改定後の販売契約書の内容が定まり次第できる限り速やかに実施したいと考えています。

敬具